

鉄道分野における経済安全保障推進法の
特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度の解説

- 本解説は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号）第3章の特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度について、導入等計画書の事前届出等に関する事項等を解説するものです。本解説は、簡潔な記述をしている箇所がありますので、届出等を行うに当たっては関係法令等も併せて確認してください。
- 本解説は今後も随時改訂していくものとなりますので、最新のものを確認いただくようお願いします。

【凡例】

「法」 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号）

「政令」 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令（令和4年政令第394号）

「省令」 国土交通省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令（令和5年国土交通省令第62号）

※ その他、特に断りのない限り、この解説において使用する用語は、法第3章、政令及び省令において使用する用語の例によるものとする。

令和7年8月1日

問 1

第一種鉄道事業の特定重要設備として、省令で「信号相互間、信号とその進路内の転てつ器相互間その他これらに類する相互間を連鎖させる装置を遠隔制御する装置であって、運転指令所に設けられるもの（全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）第二条に規定する新幹線鉄道の用に供するものに限る。）」と記載されていますが、具体的にはどのような設備が該当しますか。

(答)

- 具体的には、新幹線鉄道の運行を遠隔制御し、管理するための装置である自動進路制御装置（PRC）及び列車集中制御装置（CTC 中央装置）が該当します。

問 2

第一種鉄道事業の構成設備として、省令で以下のとおり記載されていますが、具体的にはどのような設備が該当しますか。

- イ 信号相互間、信号とその進路内の転てつ器相互間その他これらに類する相互間を連鎖させる装置を遠隔制御する情報（ロ及びニにおいて「制御情報」という。）の作成の用に供するサーバー
- ロ 制御情報の伝達の用に供する電気通信回線
- ハ オペレーティングシステム
- ニ 制御情報を作成するプログラム

(答)

- 具体的には、それぞれ以下のものが該当します。
 - ・イ 進路制御情報を作成するサーバー、または、風速計や地震計システムからの情報をもとに徐行提案データを作成する、列車ダイヤや走行実績を管理しダイヤの編集を行う、運転整理のシミュレーションデータを作成するといった進路制御情報の作成に必要な機能を有するサーバー。
 - ・ロ 自動進路制御装置（PRC）と列車集中制御装置（CTC 中央装置）間で情報を伝送するための装置や列車集中制御装置（CTC 中央装置）と各駅装置間で情報を伝送するための装置。
 - ・ハ ニの実行を制御するためのオペレーティングシステム（汎用的なものも含みます。）。
 - ・ニ 進路制御情報を作成するプログラムやアプリケーション、または、徐行提案データの作成やダイヤの編集、シミュレーションデータの作成といった進路制御情報の作成に必要な機能を有するプログラムやアプリケーション。

問3

第一種鉄道事業に係る特定重要設備の重要維持管理等には具体的にどのような行為が該当しますか。

(答)

- 第一種鉄道事業については、具体的には以下の行為が重要維持管理等として該当します。

【維持管理】

特定重要設備の機能を維持するための保守点検、構成設備のうち物理的な装置の交換、制御情報を作成するためのプログラムの更新

【操作】

設備の稼働状況の監視に伴う操作や設備故障時における装置切替時の構成制御に伴う操作といった設備の安定的な稼働のための運用を想定しております。

- なお、上記に当たる行為であっても、ネジやファン等の部品の交換や清掃等の軽微な行為については、特定社会基盤役務の安定的な提供のために重要でなく、特定妨害行為の手段として使用されるおそれがないものであることから、第一種鉄道事業における重要維持管理等に該当するものではありません。

問4

第一種鉄道事業における特定重要設備の機能に係る変更とは、具体的にどのような変更ですか。

(答)

- 新幹線鉄道の運行を遠隔制御し、管理するための機能の変更、その機能の構築に中核的な役割を果たしている設備、機器、装置又はプログラムの変更が該当します。

- 具体的には、機能の変更としては、
 - ・ 進路制御情報を作成するための機能の変更
 - ・ 進路制御情報を伝送するための機能の変更

が該当し、

機能の構築に中核的な役割を果たしている設備、機器、装置又はプログラムの変更としては、例えば、進路制御情報等を作成するためのサーバーの変更が該当しますが、個別の事例ごとに判断されるものであることから、ご相談いただきたいと考えております。

- なお、例えば、

- ・ 旅客案内に関するシステム等、運行管理に直接の関係がないシステムの変更

- ・ ダイヤの変更

- ・ 地上設備の更新

等に伴って反射的に生じる変更については、第一種鉄道事業における特定重要設備の機能に係る変更には該当するものではありません。

問5

第一種鉄道事業において導入に携わる者には具体的にどのような者が該当しますか。

(答)

○ 「特定重要設備の導入に携わる者」としては、

① 特定社会基盤事業者と特定重要設備の供給者との間に介在し、特定重要設備の供給網の管理その他の特定重要設備の導入に当たって重要な役割を有する者（例：商社等）

② 特定重要設備についてサイバーセキュリティに関する対策の実施状況の確認等の妨害行為の防止に関する実施状況の確認を実施する者であって、当該特定重要設備に機能に変更を及ぼし得る者（例：セキュリティテストを実施する者）

が該当します。

○ なお、第一種鉄道事業においては、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構等、特定社会基盤事業者とは異なる者が特定重要設備を保有している場合がありますが、そのような場合には、当該特定重要設備を保有している者については、①に当たるものとして、「特定重要設備の導入に携わる者」に該当すると考えられます。

問6

鉄道分野において、リスク管理措置の導入⑭・重要維持管理等⑨にかかる国内の関連法規や国際的に受け入れられた基準とは何が該当しますか。

※内閣府の技術的解説参照

(答)

○ 国内の関連法規のうち、特定社会基盤事業を規律する及び設備の安全基準に関連する法令は、鉄道事業法、鉄道に関する技術上の基準を定める省令となります。

- また、国際的に受け入れられた基準のうち、特定重要設備の安全基準に関するものは、本分野においては該当するものではありません。

問 7

第一種鉄道事業における特定重要設備のうち、複数の特定社会基盤事業者が同一の設備を共同で使用しているものについて、具体的にどのような者が導入等計画書等を届け出なければならない者に該当しますか。

(答)

- 当該特定重要設備を共同で使用している全ての特定社会基盤事業者が、導入等計画書等を届け出なければならない者に該当します。
- ただし、複数の特定社会基盤事業者により同一の特定重要設備を共同で使用している場合に、ある1者の特定社会基盤事業者（甲）が管轄する路線のみに係る導入又は重要維持管理等の委託を行った場合、共同で使用する者のうち、甲以外の特定社会基盤事業者（＝乙）は、導入等計画書等を届け出なければならないものに該当しません。
- さらに、上記の場合において、乙は甲における特定重要設備の供給者及び重要維持管理等の委託の相手方に該当せず、導入に携わる者となります。
- なお、甲が、特定社会基盤事業者とは異なる者（丙）から導入を行う場合又は丙に重要維持管理等を行わせる場合、丙は、特定重要設備の供給者及び重要維持管理等の委託の相手方に該当します。